

平成30年1月24日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課情報公関係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めますので、平成30年1月31日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

平成30年1月5日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

平成30年1月9日（火）

3 開示請求の内容について

請求する行政文書の名称等として、「記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について（平成28年度分）」と記載されていることについて、その請求趣旨が、「検察月報に掲載された「記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について」と題する記事の平成28年度分」ということであれば、本年度（平成28年度分）は当該記事を作成しておらず、請求趣旨に該当する文書を保有していないことから、このまま請求を維持された場合、文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、開示請求をどうされるか回答願います。

4 開示請求手数料について

上記3の開示請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、開示請求手数料に過不足はありません。